

福岡医発第 1342 号 (地)

令和 3 年 7 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

令和 3 年度労災診療費の電子レセプト審査に係る
事前点検業務の外部委託について

労災診療費の審査の効率化及び円滑化のための電子レセプト審査に係る事前点検業務につきまして、令和 2 年 3 月より電子システムを通じて提出された労働者災害補償保険診療費請求書を受付後、電子レセプトの事前点検を委託業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が行うこととなっており、令和 2 年度より試行的に千葉労働局、栃木労働局、奈良労働局、広島労働局にて、既に実施され、令和 6 年度までに 47 都道府県において順次試行が開始された後、本格的に事業開始されることとなっております。

本年度については、さらに施行を拡大し、本県も含めた 10 都県において実施される旨、別紙 2 のとおり日本医師会より通知が発出されておりましたが、今般、福岡労働局労働基準部より別紙 1 のとおり本県において 10 月から試行が開始される旨、連絡がありました。

委託内容につきましては下記のとおりとなっており、これまで同様、事前点検後は別添実施図のとおり全て福岡労働局に報告され、審査されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 委託内容として、医療機関等に対し「労災電子レセプト点検センター」から電話照会を行うことがあるとのことですが、詳細につきましては、8 月下旬～9 月頃に福岡労働局と委託業者で協議されることとなっており、同局から連絡があり次第、再度ご連絡申し上げます。
- 2) 本件につきましては、電子レセプトのオンライン請求システムの「お知らせ」に別紙 3 のとおり表示されており、10 月から「福岡労働局」が追記されますことを申し添えます。

記

1. 委託契約について

(1) 事業名称

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検

(2) 受託者名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都豊島区東池袋4-23-15

(3) 契約期間

令和2年3月2日から令和4年3月31日

2. 委託内容

電子システムを通じて提出された、労働者災害補償保険診療費請求書、薬剤費請求書の受付日が試行開始月以降の電子レセプトの事前点検（医療機関等への簡易な電話照会を含む）

3. 試行開始予定年月

福岡労働局：令和3年10月から試行開始

以上

福岡労基発 0715 第 1 号
令和 3 年 7 月 15 日

公益社団法人
福岡県医師会長 殿

福岡労働局労働基準部長



令和 3 年度労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の
外部委託について

平素より労災保険制度の運営につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、労災診療費の審査をより効率的に、また円滑に行うため、電子レセプト
審査に係る事前点検業務を外部委託することとし、令和 2 年度より全国で順
次、試行を開始しているところです。

今般、当局管内においても、試行を開始することといたしましたので、各医
療機関に対する周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 委託契約について

(1) 事業名称

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検

(2) 受託者名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都豊島区東池袋 4-23-15

(3) 契約期間

令和 2 年 3 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日

2 委託内容

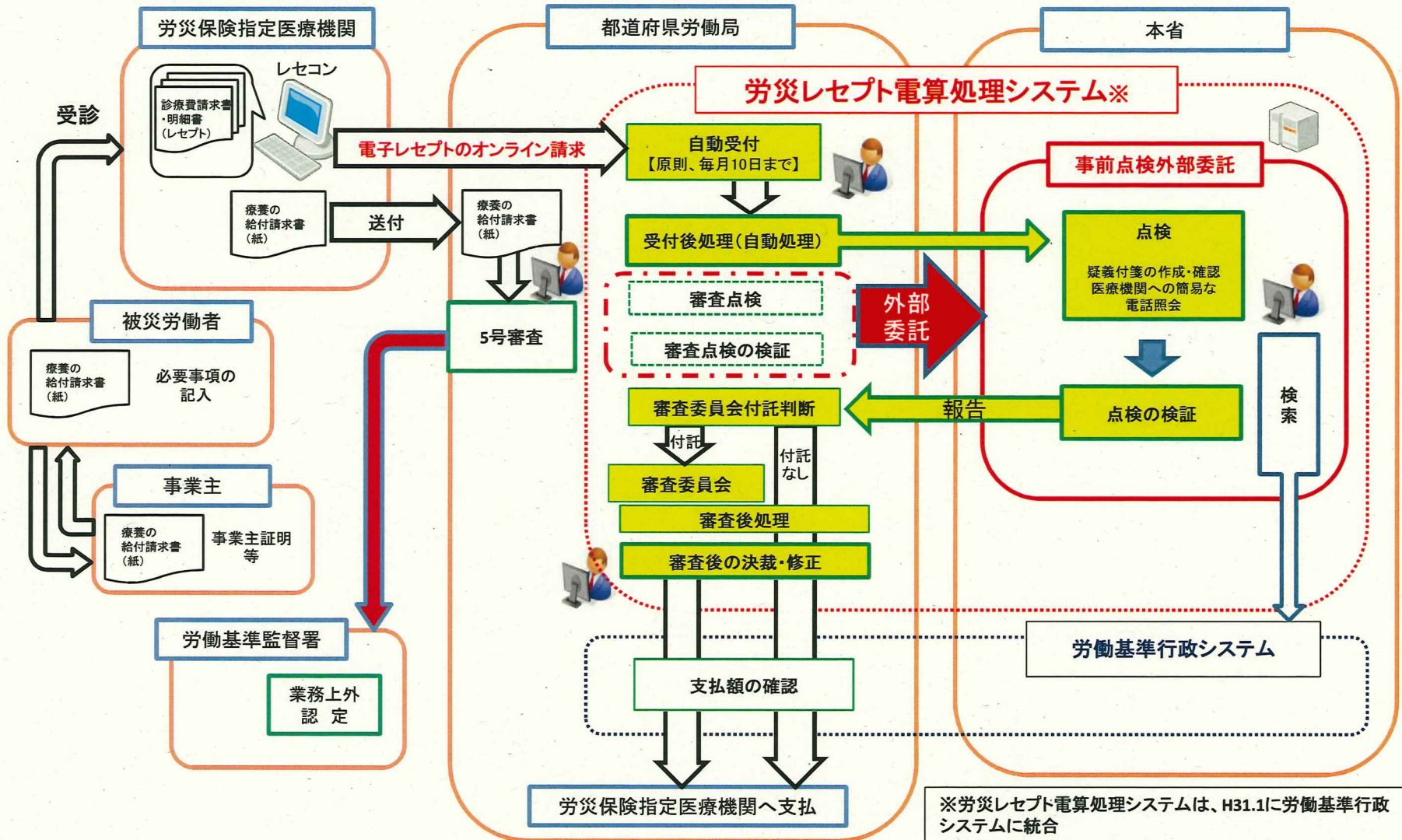
電子システムを通じて提出された、労働者災害補償保険診療費請求書、薬
剤費請求書の受付日が施行開始月以降の電子レセプトの事前点検(医療機
関等への簡易な電話照会を含む)

3 試行開始予定年月

福岡労働局 : 令和 3 年 10 月から試行開始

労災診療費(電子レセプト)事前点検業務の本省一括実施(外部委託)

労災レセプト電算処理システムにより受付けた労災電子レセプトについて、本省で事前点検業務を一括で実施する(外部委託)ことにより、地方労働局の労災診療費審査業務の効率化を図る。



(保 27)

令和 3 年 4 月 2 0 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託について

労災診療費の審査の効率化及び円滑化のため電子レセプト審査に係る事前点検業務につきましては、令和 2 年 3 月より電子システムを通じて提出された労働者災害補償保険診療費請求書を受付後、電子レセプトの事前点検を委託業者（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）が行うこととなっており、試行的に千葉労働局、栃木労働局、奈良労働局、広島労働局にて、既に実施されているところでございます。

今般、令和 3 年度についてさらに試行を拡大し実施する旨、厚生労働省労働基準局補償課長より連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

具体的に拡大を予定しております地域は、香川労働局、大分労働局（令和 3 年 6 月）、岐阜労働局（令和 3 年 7 月）、和歌山労働局、福岡労働局（令和 3 年 1 0 月）、東京労働局（令和 3 年 1 1 月）、山口労働局、高知労働局、熊本労働局、鹿児島労働局（令和 4 年 1 月）であり、実施に当たっては、貴医師会へ当該労働局より取組みについて事前に概要を説明に伺うことになっております。その際にはよろしく御取り計らい下さいますようお願いいたします。

[添付資料]

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託について
（令 3. 4. 13 基労発 0413 号第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長）

基補発 0413 第 1 号
令和 3 年 4 月 13 日

公益社団法人日本医師会
常任理事 長島 公之 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和 3 年度労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の
外部委託について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、労災診療費の審査をより効率的に、また円滑に行うため、電子レセプト審査に係る事前点検業務を外部委託することとし、令和 2 年度より栃木労働局、千葉労働局、奈良労働局、広島労働局において試行を開始しているところです。

令和 3 年度については、以下のとおりさらに試行を拡大して実施することとしました。

実施にあたりましては、あらかじめ試行を行う労働局の所在する都県の各医師会に対して概要を説明の上、御協力をいただきながら、円滑な実施に努めていくこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、東京都、岐阜県、和歌山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県の各医師会へ周知いただくなど、御配意方、よろしくお願い申し上げます。

記

1 委託契約について

(1) 事業名称

労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検

(2) 受託者名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都豊島区東池袋 4-23-15

(3) 契約期間

令和2年3月2日から令和4年3月31日

2 委託内容

電子システムを通じて提出された、労働者災害補償保険診療費請求書、薬剤費請求書の受付日が試行開始月以降の電子レセプトの事前点検(医療機関等への簡易な電話照会を含む)

3 試行開始予定年月(令和3年度試行開始分)

- ①令和3年6月 香川労働局、大分労働局
- ②令和3年7月 岐阜労働局
- ③令和3年10月 和歌山労働局、福岡労働局
- ④令和3年11月 東京労働局
- ⑤令和4年1月 山口労働局、高知労働局、熊本労働局、鹿児島労働局

令和3年6月

〈 お 知 ら せ 〉

労災保険にかかる電子レセプトの審査については、現在都道府県労働局で行っていますが、一部の労働局（※1）で審査前の事前点検業務を外部機関（※2）に委託しておりますのでお知らせします。

※1 実施労働局：千葉労働局、栃木労働局、奈良労働局、
広島労働局、香川労働局、大分労働局

（令和3年6月現在）

※2 外部機関：労災電子レセプト点検センター

（受託会社：株式会社 NTT データ）

外部委託を実施している労働局の都道府県に所在する医療機関の皆さまには、「労災電子レセプト点検センター」の担当者から、労災電子レセプトに関する電話照会を行うことがありますので、ご承知くださるようお願いいたします。

（お問合せ先）

厚生労働省労働基準局補償課 03-5253-1111（内線 5565、5567）

※レセプト審査に関するお問い合わせは、従前どおり都道府県労働局に
お願いします。